

第22回 岩手県環境審議会水質部会 会議録 [要旨]

1 開催日時

平成27年1月23日(金) 10:30～11:44

2 開催場所

岩手県盛岡地区合同庁舎5階 県央保健所研修室 盛岡市内丸11-1

3 出席者

【委員及び特別委員(敬称略、50音順)】

委員

生 田 弘 子

石 川 奈 緒

伊 藤 歩

後 藤 均

高 橋 由 一

千 葉 啓 子(部会長)

特別委員

佐 野 資 郎(代理:吉田 豊)

安 田 吾 郎(代理:高橋 弘典)

吉 田 功 (代理:鈴木 和義)

【事務局員(岩手県環境生活部環境保全課)】

総括課長 松 本 実

環境調整担当課長 黒 田 農

主 査 池 田 享 司

技 師 涌 井 玲

技 師 山 岸 孝 気

技 師 伊 藤 央 貴

【その他の出席者(オブザーバー)】

盛岡市環境部環境企画課 主事 保 坂 友 紀

4 議 事

(1) 審議事項

ア 部会長職務代理者の指名について

千葉部会長： 部会長職務代理者につきましては、岩手県環境審議会条例の規定により部会長が指名することとなっております。岩手県環境審議会の委員を長く務められております生田委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) (意義なしの声)

イ 水質汚濁防止法に基づく水質測定について

(ア) 公共用水域

(資料1-1、1-2により事務局から説明)

千葉部会長：ただ今、事務局から平成25年度の公共用水域の調査結果と平成27年度の測定計画の説明がありました。質疑、あるいはご意見いただきたいと思っております。
まずは、平成25年度の結果で何かご質問はありますか。

生田委員：資料1-1の平成25年度の調査結果で越喜来湾と広田湾は、震災津波の影響で調査ができないとのことでした。平成27年度は調査実施見込みですが、平成26年度の調査はどうしましたか。

事務局：船が確保できましたので、平成26年度から越喜来湾と広田湾での調査は再開しております。

生田委員：越喜来湾や広田湾以外での海域や河川は、震災前より水質は改善されたのでしょうか。

事務局：生活環境項目であるBOD・CODの測定結果について、震災前と震災後を比較すると、大きな変化は見られません。

生田委員：はい。わかりました。調査が再開できてよかったと思っています。

伊藤委員：湖沼の測定結果ですが、いくつかの地点では、環境基準値を達成していないとの結果ですが、水質測定項目以外で、富栄養化によってアオコが発生している状況なのかどうか教えてください。

事務局：環境基準値を達成していない地点において、アオコが発生しているという話は聞いておりません。

伊藤委員：綾里川ダムのマンガンが指針値を超過していますが、手元に詳細なデータがあれば、教えてください。

事務局：申し訳ありませんが、今、詳細なデータは手元にありません。評価は、年平均値で評価します。綾里川ダムは、年36回調査しており、指針値は1リットル当たり0.2mgに対し、年平均値は0.3mgでした。

伊藤委員：昨年度の結果は、どうでしたか。

事務局：昨年は、指針値の範囲内でした。

伊藤委員：分かりました。

千葉部会長：平成25年度の結果は、これでよろしいでしょうか。
平成27年度の計画に関して、何かご質問はありますか。
それでは、事務局の案でよろしいでしょうか。

(各委員) (異議なしの声)

千葉部会長 :では、事務局の案のとおり決定します。

次に、(イ)地下水について、事務局から説明願います。

(イ) 地下水

(資料2-1、2-2により事務局から説明)

千葉部会長 :まずは、平成25年度の結果について、何かご質問はありますか。

質問がないようなので、私から質問します。平成25年度地下水測定結果で多少、環境基準値を超過していますが、毎年あるのですか。

事務局 :特に今年超えている鉛、硝酸性窒素については、毎年、ある程度、見つかるものです。

千葉部会長 :他にご質問等ありますでしょうか。

伊藤委員 :PCBが基準を超過しておりますが、環境基準値では、検出されないということですよ。定量下限値を教えてください。

事務局 :環境省へ報告する数値の中では、PCBは0.0005mg/Lの定量下限値をもって報告下限値とすることとされております。今回は、検出されたということです。

伊藤委員 :汚染の原因が分かっていたら、教えていただきたいのですが。

事務局 :原因ですが、当時、県で周辺調査を実施しましたが、原因は特定できませんでした。対策としては、基準超過が判明した段階で地元の雫石町と連携し、井戸の飲用中止、飲用水タンクを準備していただきました。平成25年12月時点で全家庭において上水道が整備されましたので、現在、井戸水の飲用はしておりません。

伊藤委員 :平成25年度から初めて超過してしまったのですか。

事務局 :概況調査で選定した項目の中にPCBが含まれていたもので、測定した結果、PCBが検出されたという事です。

伊藤委員 :今後は、汚染井戸周辺地区調査や継続監視調査を実施するのですか。

事務局 :従来から汚染井戸周辺地区調査は実施しておりますが、該当井戸以外からP

ＣＢは検出されておられません。ただし、今年度、継続監視調査を行った結果、同じ井戸からＰＣＢが検出されております。

生田委員：該当調査 68 本のうち 5 本は環境基準を超過したとの事ですが、その 5 本の中に、亜硝酸窒素・硝酸性窒素・鉛・ＰＣＢが入っていて、5 本全てが飲用井戸だったのですか。

事務局：全てではありません。調査の方針としては飲用井戸を優先して選定しており、生活用井戸も含まれております。

生田委員：5本のうち、何本かは飲用井戸が含まれているのですか。そうになると、健康に影響するようなことも考えられるので、対応の中で、管轄振興局と市町村と連携し、飲用の中止や上水道への切り替えを指導するという事ですが、飲用に使っている場合、指導はどの程度の強制力があるのですか。

事務局：指導には、強制力はありません。井戸が飲用に適さないので、可能であれば上水道への切り替えをお願いしております。水道水飲用の基準というのが別にありまして、これはあくまで地下水の測定からのスタートしておりますので、飲用で使用している場合は、即刻、使用中止を促すかたちになっていて、市町村の水道の部署と連携して作業を進めます。上水道が整備されていない地域では、飲用水タンクを準備していただくなどして対応していただいております。その後は、上水道を整備していただきながら、当該井戸所有者と地元市町村の水道部署が協議しながら、井戸水が飲用に適さないのであれば、即刻、飲用を中止するよう指導しております。

千葉部会長：それでは、平成 25 年度の測定結果については、よろしいでしょうか。

次に、平成 27 年度測定計画について、ご質問はありますか。

質問がないようなので、私から質問します。一定サイクルでローリングするとなると、震災後から、そろそろ地下水の調査が一巡すると思いますが。

事務局：平成 27 年度測定計画の中で、被災地沿岸地域も選定基準に準じ、採水可能な井戸があれば、所有者の方と協議しながら適地を探しております。現時点では明確な場所は確定しておらず、新年度、各振興局が市町村と協議しながら、適地を探し、新たに被災地での調査を進める流れです。

千葉部会長：震災で断水した時に使用を中止していたところを検査なしに止むを得ず使用したことで、また、断水した時にそういった経験をしたことにより使用することが考えられるので、飲用に適しないと分かった場合は、各機関が連携して、使用の中止を徹底していただきたいです。

事務局：はい。飲用水は、県庁県民くらしの安全課が所管しておりますので、当課も県庁内部で連携し、各振興局とも協議しながら対応していきます。

千葉部会長：それでは、平成27年度調査測定計画は、事務局案の内容でよろしいでしょうか。

(各委員) (意義なしの声)

千葉部会長：では、事務局案のとおり決定します。

次に、審議事項のウのダイオキシン類調査測定について、事務局から説明願います。

ウ ダイオキシン類調査測定について

(資料3-1及び資料3-2より説明)

千葉部会長：まずは、平成25年度の測定結果についてのご質問はありますか。

伊藤委員：河川の測定結果の一部で数値が高めな地点がありますが、周辺に汚染源があったために影響を受けたのでしょうか。

事務局：特に原因と成り得るものは、周辺地にはありません。一時期、ダイオキシンも騒がれまして、かなり調査を実施しており、農地での農薬由来の不純物でのダイオキシンが残留していたのではないかという推測もありましたが、明確な因果関係は、証明が困難な状況です。

伊藤委員：数値が高めな地点の過去データと比較した場合はどうですか。

事務局：ダイオキシンが話題になってから調査を開始したのでデータの蓄積はありますが、それ以前のデータは、分析法自体が確立されていなかったこと、分析技術が未熟で微量なダイオキシンを測定できなかったため、データがない状況です。

伊藤委員：過去3年や過去5年ではどうですか。

事務局：その期間内であれば、大きな変動はありません。

千葉部会長：土壌の環境基準が1,000pg-TEQ/gなので、それと比較すれば小さいですが、一般環境では0.0095から13pg-TEQ/g、発生源周辺では0.012から130pg-TEQ/gと数値に幅がありますが、数値が高い地点では、特定される原因のようなものなのか、あるいは、継続して出るものなのですか。

事務局：10ページにある130pg-TEQ/gの数値ですが、発生源周辺なので宮古市さんのデータで9回計測しており、最大130pg-TEQ/gで最小0.14pg-TEQ/gとかなりの振れ幅があります。分析精度管理の部分では、当課でもチェックしており、数字として計測されたかたちとして出ておりますので、原因の追求は、現時点では内部での意見交換や分析機関との協議は行っています。ただ、原因究明までには、至っておりません。過去データと比較すると、

振れ幅の範囲内で問題ないと考えます。

千葉部会長：それでは、平成25年度の測定結果については、よろしいでしょうか。
次に、平成27年度測定計画について、ご質問はありますか。
質問がないので、測定計画は、事務局案の内容でよろしいでしょうか。

(各委員) (意義なしの声)

千葉部会長：では、事務局案のとおり決定します。
これらの審議事項については、2月2日に開催されます環境審議会に報告することといたします。審議会への部会報告案は、部会長が事務局と打ち合わせしながら進めることとしてよろしいでしょうか。

(各委員) (意義なしの声)

(2) 報告事項

東日本大震災津波に係る対応について
(資料4により事務局から説明)

千葉部会長：ただ今、事務局から説明があったことにつきまして、質疑、あるいはご意見いただきたいと思えます。

石川委員：3ページの滝沢市の底質について、数値がかなり高いですが、原因が分かれば教えてください。

事務局：河川の増水で、恐らく、周辺のもものが流れてきて環境の変化があったようです。具体的に何の由来かは、現状では分からないので来年度以降も注視していきたいです。ただし、351Bq/kgという数値が、県南3市町や全国の河川の底質の数値と比較すると、それほど高い訳ではありません。

生田委員：放射性物質のモニタリングですが、今後、川魚や農林水産物などで出荷制限があった地域を重点的に行っていくという事でしょうか。

事務局：過去にあったという事ではなく、現状把握するという趣旨で行っています。環境の変化を注視する観点から、環境に影響が出ているか把握する趣旨で行っています。

生田委員：状況を捉えて対応していくという事ですか。

事務局：出荷制限があったところも測定していきますし、逆に解除されて問題ないところであれば、新たに地点へ変更する形で進めさせていただいております。

生田委員：今後、何年間モニタリングを継続する見込みですか。

事務局：断言ができる状況ではないのですが、出荷制限や放射線の影響が見られるときは監視していきたいと考えております。

岩手県では、放射線影響対策本部を設置しており、全庁的に放射線に対する影響について、対応しております。情報共有をしながら、必要なモニタリングをしております。

高橋委員：前沢の白鳥川ですが、調査したのは環境省ですか。岩手県ですか。

事務局：環境省です。

高橋委員：環境行政として、安全性と住民不安に対する取り組みについて、時間と共に住民だけの問題になっているので、県全体として、「心配がない」とのメッセージを様々な形態で発信しないと、いつまでも風評被害が消えないという課題があると思います。

千葉部会長：その他、質問はあるでしょうか。

伊藤委員：地点に関してですが、県南の一関市には、測定地点はないのですか。また、他の機関では、継続してモニタリングしているのですか。

事務局：一関市、奥州市等は、除染実施区域に指定されている地域なので、環境省では、広範囲でモニタリングしております。環境省でモニタリングしていない地域については、岩手県がモニタリングしております。来年度のモニタリング調査については、環境省から照会がきております。環境省は、来年度以降も地点は変更しない方針で調査すると聞いております。

伊藤委員：可能であれば、環境省の測定地点についても、参考資料として地図の中に入れていただければと思います。

千葉部会長：その他、東日本大震災津波に係る質問はありますか。

それでは、その他として委員の皆様から何かございますか。

事務局から何かありますか。

事務局：ございません。

千葉部会長：それでは、本日の審議は、以上をもちまして終了させていただきます。議事進行に対する委員の皆さまの御協力、ありがとうございました。

事務局：以上で水質部会を終了いたします。ありがとうございました。